

令和3年度事業計画

実 施 事 項		実施時期	実 施 内 容
会務運営	社員総会	6月上旬	甲府市内において開催する。
	理 事 会	年 間	定期及び必要に応じて開催する。
相談活動の推進	電話相談	年 間	相談員や支援員の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。
	メール相談	年 間	相談者等からのメール相談に適切に対応するとともに、情報セキュリティを徹底する。
	面接相談	年 間	相談員や支援員の技能向上を図るとともに、必要性を的確に判断して行う。
	専門相談	年 間	臨床心理士、精神科医、弁護士等による専門相談の必要性を適正に判断して行う。
直接的支援活動の推進	付添い支援	年 間	被害者等の要望に基づき相談員、支援員等が裁判所や検察庁、警察、医療機関等への付添い支援を行うことにより、被害者等の精神的負担の軽減を図る。
	日常生活への支援	年 間	相談員や支援員が被害者等の要望により日常生活の一部を限定的に支援することにより、被害者等の負担軽減を図る。
間接的支援活動の推進	間接支援	年 間	相談内容等に応じて関係機関や団体等を教示（紹介や仲介、情報提供）したり、必要に応じ連携して支援を行う。また、犯罪被害者等給付金申請手続きの補助等の間接的な支援を行う。
	自助グループへの支援	年 間	自助グループ「ゆるら」の運営を積極的に支援し、被害者同士が主体的に活動できるよう指導助言を行う。
ボランティア支援員の養成・育成	新規募集と養成講座	随時募集	ボランティア支援員候補者第13期生を募集し、年度内において養成講座を開催して次年度の活動に備える。
	継続研修・育成講座・事例検討会(研修会)	年 間	支援の現場において活動中の相談員や支援員の被害者支援意識と支援に関する知識や技能のスキルアップの向上を目的とし、支援責任者や外部講師等により定期的に開催する。

相談体制の充実	相談員の養成	年 間	相談業務並びに各種支援業務の充実を図るため、前年度に引き続き相談員を養成する。 (令和2年度より3年計画事業)
	専門相談員の委嘱	年 間	相談業務の充実を図るため、専門相談員（臨床心理士、精神科医、弁護士、産婦人科医）を委嘱するなど体制の整備を図る。
	代理被害の防止	年 間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを随時実施する。
広報啓発活動	広報活動	年 2 回	機関誌「あなたの思いやりを」を発行し、広く県民等に活動状況等を広報する。
		年 間	新聞広告、チラシ、ポスター等の作成配付、街頭キャンペーンやホームページ等の各種広報媒体を通じた広報活動により、被害者支援の重要性や当センターの周知に努めるとともに支援活動への理解と協力を求める。
		年 間	関係機関や要請団体等へ講師を派遣するなどし、被害者支援の現状、支援活動状況等の周知を図る。
	啓発活動	年 間	県民の被害者支援に対する理解を深めるため「被害者支援講演会」等を開催する。 また、県警と協働して中学生、高校生を対象にした「命の大切さを学ぶ授業」を開催し、犯罪や事故の被害者にも加害者にもならない意識づけと、被害者支援の重要性、必要性の周知に努める。
調査研究活動	調査活動及び研究活動	年 間	全国被害者支援ネットワークが開催する全国規模、関東甲信越ブロック規模の研修会、その他関係機関が開催する各種研修会・講演会等へ支援員等を積極的に参加させ被害者支援活動について実践的研鑽を積ませ、支援の質の向上を図る。 また、山梨県警察をはじめとした関係機関や団体と連携しながら、被害者の実態に関する情報交換を行い、全国的な情勢も踏まえながら、被害者支援活動に関する施策や取り組み方針等に反映させて効果的な活動を推進する。